

ヘイトスピーチ（憎悪表現）対策に係る法整備を求める意見書

国連人権差別撤廃委員会は、昨年 8 月 29 日、日本政府に対して、ヘイトスピーチ（憎悪表現）問題に「毅然と対処し、速やかに法律で規制するよう」勧告することを内容とした「最終見解」を公表した。

今回の国連人権差別撤廃委員会の最終見解の内容には、日本のヘイトスピーチの状況にも言及しており、人種差別、特に在日韓国・朝鮮人（コリアン）への人種差別的デモや集会をする団体によるヘイトスピーチの蔓延や政治家・公人によるヘイトスピーチも報告され、メディアによるヘイトスピーチの広がりなどについても懸念が表明されるなど、国内及び国際的にも人権や人間の尊厳を無視した多くの誤った行動や表現が見られることは許しがたいことである。

国内の人権・人種差別問題を見ても、一昨年から昨年にかけて、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関する裁判が、大阪高等裁判所や京都地方裁判所において行われたが、その中でも京都市の朝鮮人学校を運営する学校法人が、ヘイトスピーチを行った市民団体などを訴えた裁判では、極めて違法な人種差別に当たるとして、訴えられた市民団体などに賠償などを命ずる最高裁判所判決が、昨年 12 月に下されている。

ヘイトスピーチは、その行為を規制する法律を整備している国があるように、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、決して許されるものではないことは明らかである。

日本においては、2020 年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、現状のままヘイトスピーチを放置することは、国際社会におけるわが国の信頼を失うことにもなりかねないことでもある。

これらの状況に鑑み、本市議会は、国会及び政府に対し、国連人権差別撤廃委員会勧告の重要性を受け入れ、ヘイトスピーチ対策に係る関係法令の整備を速やかに行うことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 18 日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
総務大臣 高市 早苗 殿
法務大臣 岩城 光英 殿
衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 山崎 正昭 殿